

山下ふ頭再開発に向けた
法人（企業・団体等）からの提案募集

令和4年11月

横浜市港湾局

I 趣旨

令和3年12月23日から4年6月30日まで市民意見募集等を行い、結果について8月29日に公表いたしました。市民意見募集では、「市民意見を反映し、その結果（地元経済活性化、賑わい創出などの視点・機能等）を踏まえて、広く民間からの提案募集をするべき」とのご意見を多くいただきました。そこで、市民意見募集等の結果（別紙1）を参照し、改めて横浜市内の法人（企業・団体等）の皆様から新たな提案の募集を行います。山下ふ頭再開発の事業化に向け、魅力的で多様性に富む提案を心よりお待ちしております。

II 対象者

「横浜市内に事務所又は事業所を有する法人（企業・団体等）」及び別紙2の「1対象者要件」を満たす全ての法人を対象とします。

III 提案書

提案書は、別紙2の「2既往の計画」や、市民意見募集等結果を踏まえ、自由フォーマットで作成をお願いします。提案書の受領後、必要に応じて本市との対話を実施します。

1 提案項目

①開発コンセプト、②土地利用イメージ図、③想定する導入施設、④（可能であれば）開発の事業性〔投資見込み、収支計画の見通し、集客見通し〕、⑤その他のご意見・ご要望
なお、参考とした市民意見等及び反映させた目的とその内容をお示してください。

2 構成及び提出

(1) 構成

様式は自由です。提案書には、表紙（別紙3）を添付してください。

(2) 提出期限

令和5年2月28日（火）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参にて紙媒体を2部とデータ（PDF形式でCD・DVD等の電子媒体に記録したものを）を、「V 問い合わせ先」に提出してください。

3 公表

今回、提出いただいた提案書・提案者名については、全て公表とします。
今後の計画の検討に活用していきます。

IV 留意事項（必ずご確認のうえ、お申込みください）

別紙2の「3留意事項」をご確認ください。

V 問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市港湾局山下ふ頭再開発調整課提案募集担当（市庁舎30階）

電話番号 : 045-671-4647

電子メールアドレス : kw-teianboshuu@city.yokohama.jp

山下ふ頭再開発の新たな事業計画策定に向けた 市民意見募集等の結果概要について

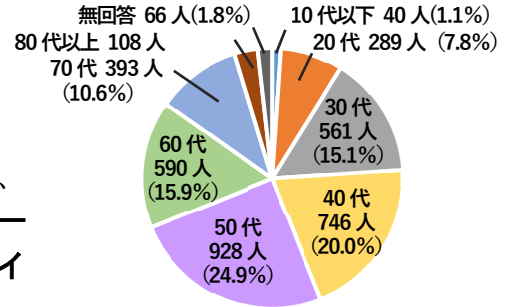
山下ふ頭再開発の新たな事業計画策定に向け、市民意見募集、ワークショップ形式による市民意見交換会を令和3年12月23日(木)から4年6月30日(木)まで行いました。このたび、その結果の概要を取りまとめましたので、お知らせします。

1 市民意見募集（アンケート）

(1) 回答数 3,721件 ※うち、自由意見があったもの：1,942件

(2) 集計・分析結果と市民意見の傾向

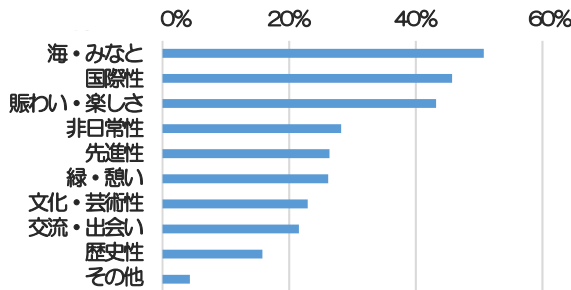
択一式質問の集計（下図左）とともに、自由意見については、一文ずつに分け、類似の意見を分類して抽出するアフターコーディングの手法と、出現頻度の高い単語を抽出するテキストマイニングの手法により、問ごとに分析（下図右）を行いました。



【回答者の年代別割合】

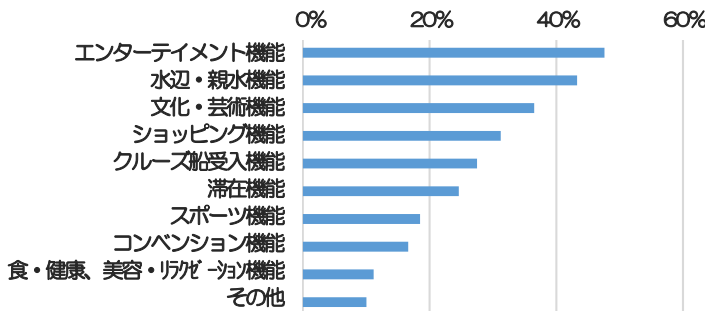
ア 再開発のイメージ

海・みたと、国際性、賑わい・楽しさをメインテーマとしつつ、文化や歴史、海と緑の調和、観光、市民も楽しめるまちづくりなどの視点を取り込むことも必要



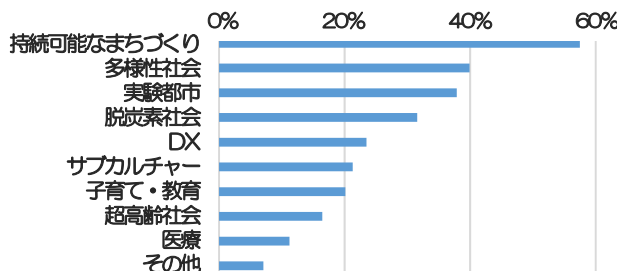
イ ふさわしい導入機能

エンターテインメント機能、水辺・親水機能、文化・芸術機能のほか、スタジアム等のスポーツ機能やホテル等の滞在機能を複合的に導入していくとともに、観光・交通の充実、楽しさなどの視点も必要



ウ 再開発に取り入れる視点

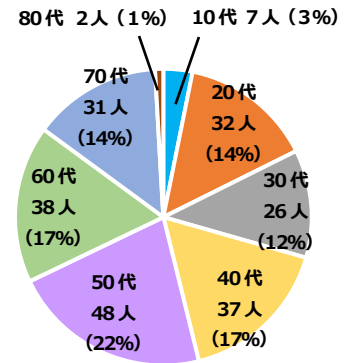
持続可能なまちづくり、多様性社会、実験都市といった視点に加え、市民への還元、防災や環境対策の充実、将来を見据えたまちづくり、税収の確保、企業誘致による産学連携などの視点も必要



2 グループワークによる市民意見交換会

(1) 開催概要【参加者総数 221人 付箋で出されたご意見の数 3,120件】

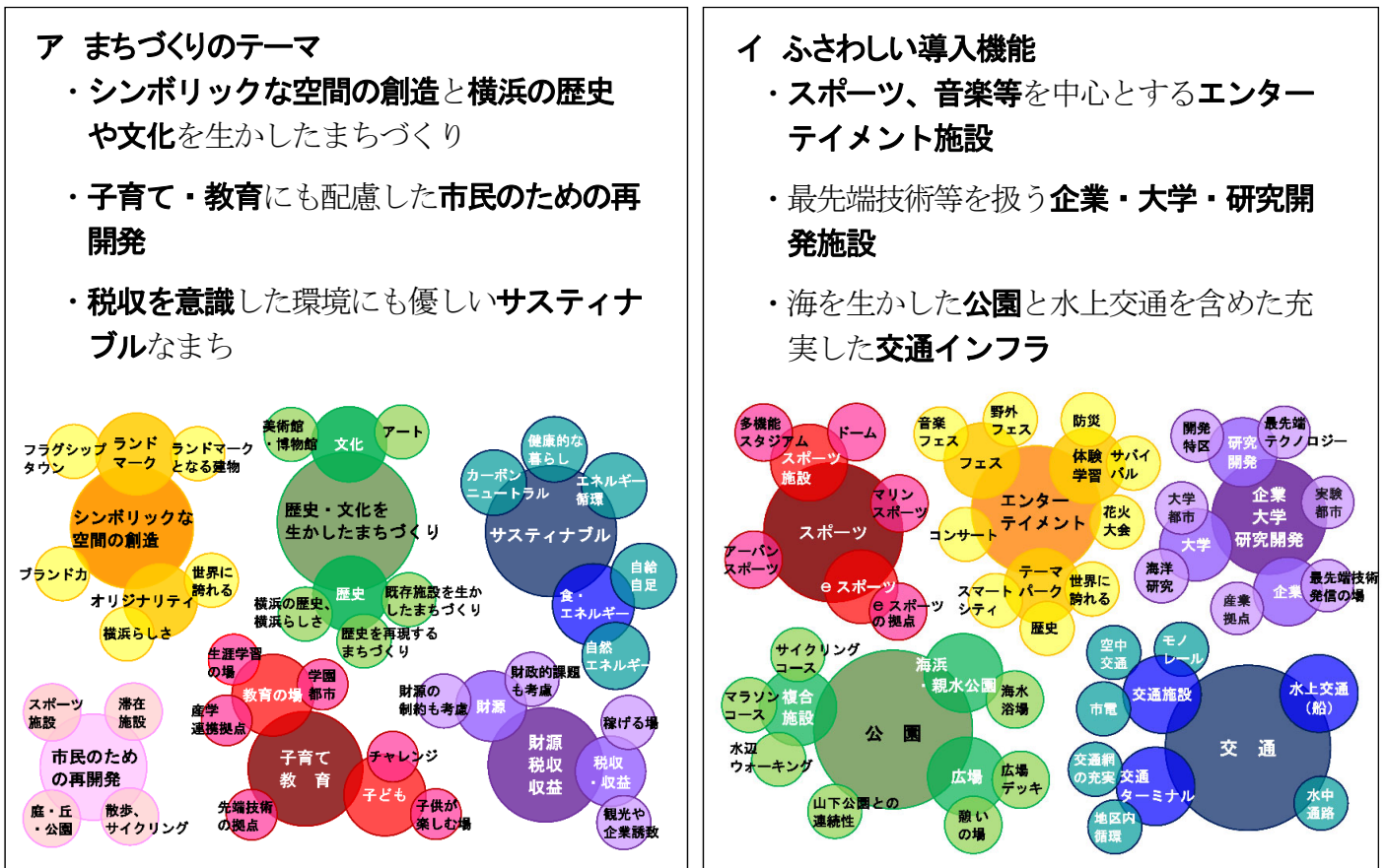
	開催日	場所	エリア	参加者数
第1回	5月29日(日)	市庁舎	鶴見、神奈川、西、中、南	70人
第2回	6月12日(日)	泉公会堂	保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷	34人
第3回	6月18日(土)	港北公会堂	港北、緑、青葉、都筑	60人
第4回	6月26日(日)	金沢地区センター	港南、磯子、金沢、戸塚、栄	57人



【参考】市民意見交換会の様子

(2) グループワークにおける意見の傾向

市民意見交換会において、付箋でいただいたご意見を要約して分類・集計（下図）を行いました。中心の円の大きさはご意見の数をイメージしています。



1 対象者要件

- (1) 法人又は複数法人で構成するグループであること。グループで登録する場合は代表法人を定めること。
- (2) この要領及び日本国の法令を遵守できること。
- (3) 次のいずれの要件にも該当しないこと。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)

ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

2 既往の計画

- ・「横浜港港湾計画(平成26年改訂)」(「平成26年改訂以降の軽易な変更及び一部変更事項」を含む)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/k-26keikaku.html>
- ・「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」(平成27年2月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshinmp/>
- ・「横浜市山下ふ頭開発基本計画」(平成27年9月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/saikaihatsu.html>

※ 臨港地区であるため住宅は建築できません。分区指定は事業計画に合わせて変更する予定です。

3 留意事項

(1) 提案の取扱い

ア 提出物(提出書類、提案書類等)(以下「提出物」という。)の所有権、及び本市が示した資料の著作権は本市に帰属し、提案書等にかかる著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等は、法人(企業・団体等)(第三者に権利が帰属する場合は、当該第三者)に帰属します。

提出物については、本市が取りまとめの公表等で必要な場合、無償で使用できるものとし、提案に当たり、あらかじめご了承ください。そのため、第三者に権利が帰属する場合は、権利者の承諾を得る等、知的財産権に係る紛争が生じないようにお願いします。

イ 提出物については、返却いたしません。

ウ 提案については、本市の施策としての採用や実現を保証するものではありません。

(2) 提案に要する費用、市の免責事項

法人(企業・団体等)の皆様は、自己の費用と責任において提案を行っていただき、提案に関連して自己又は第三者が被る損失・損害については、本市はいかなる責任も負いませんのでご了承ください。

(3) 評価・選定の非実施

提案の優劣の評価や選定は行いません。

(4) 使用する言語・表示単位

本件の提出資料等において使用する言語は日本語とします。

必要に応じて、法人(企業・団体等)において翻訳・通訳の用意をお願いします。

また、表示単位は、次のとおりとします。面積:ヘクタール(ha)又は平方メートル(m²)、長さ:メートル(m)又はミリメートル(mm)、通貨:日本円(¥)

年 月 日

提案書

横浜市長

(法人)
所在地
商号又は名称
代表者名

＜添付資料＞

- (1) 商業・法人登記簿謄本の写し（直近3ヶ月以内に交付されたものとする。）
(2) 会社概要（A4判1ページ程度）

商号又は名称		
代表者名		
担当者 連絡先	所属・役職	
	所属所在地	
	氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

※法人グループリスト

構成員が複数の場合は、代表法人を示すとともに適宜グループ構成員の表を追加し、記載してください。

グループ構成員

商号又は名称		
代表者名		
担当者 連絡先	所属・役職	
	所属所在地	
	氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	